

## 国東市土地開発公社

# 分譲宅地購入者紹介報奨金制度

### 制度の概要

国東市土地開発公社所有の分譲宅地の販売促進と定住促進を図ることを目的に、分譲宅地の購入希望者を紹介していただいた方（紹介者）に報奨金を交付する制度です。

### 制度適用の対象となる分譲宅地

国東市土地開発公社所有分譲宅地（金久分譲宅地・シーサイドヒル治郎丸・塩屋グリーンタウン）を対象とします。

### 報奨金の対象者

国東市土地開発公社所有分譲宅地の購入希望者を紹介した方（個人又は法人）。

ただし、次に該当する方は、交付対象者から除外します。

- 除外者
- (1) 国東市職員及び国東市土地開発公社職員（役員を含む）
  - (2) 国東市職員及び国東市土地開発公社職員の同居の家族
  - (3) 分譲地購入希望者と同一世帯又は生計を一にする者
  - (4) 国東市暴力団排除条例第2条(1)から(2)で定義される者及び同者に関係する者並びに事業者
  - (5) 宅地建物取引業者で購入希望者から仲介手数料を徴する者

### 報奨金（謝礼金）の額

・一般の方が紹介者の場合

1区画につき **10万円**です。

・宅地建物取引業者（有資格者）が紹介者の場合

(1) 売買価格が200万円を超え400万円以内 「(土地代金×4%+2万円)+消費税」

(2) 売買価格が400万円を超える 「(土地代金×3%+6万円)+消費税」

※ただし、(1)(2)とも1,000未満は切り捨てます。

### 交付の時期

報奨金（謝礼金）は、紹介された分譲宅地の所有権移転登記が完了した後に交付します。

## 購入希望者の紹介

1. 購入希望者を紹介する場合、紹介者は、購入希望者の承諾を得た上で、紹介するものとします。また、紹介に際しては、「国東市土地開発公社分譲地購入希望者紹介書」に購入希望者の情報を記入し、事前に国東市土地開発公社事務局(活力創生課内)へ提出するものとします。
2. 情報紹介者は、購入希望者に関する情報を適正に取り扱うものとし、他に漏らしたり目的外に利用してはいけません。

## 紹介の有効期限

紹介の有効期限は、紹介書受理から6か月間とします。

## 報奨金（謝礼金）交付までの流れ

### ○ 国東市土地開発公社分譲地購入希望者紹介書の提出

↓  
紹介者は、あらかじめ購入希望者の承諾を得て、「国東市土地開発公社分譲地購入希望者紹介書」を土地開発公社事務局へ提出します。

### ○ 国東市土地開発公社分譲地購入希望者紹介書の受理

国東市土地開発公社は、紹介者から「国東市土地開発公社分譲地購入希望者紹介書」の提出があったことを購入希望者へ伝え、「国東市土地開発公社分譲地購入希望者紹介書」を受理してよいか確認します。

↓  
※ ここで「国東市土地開発公社分譲地購入希望者紹介書」を受理した場合、この紹介者が報奨金交付の対象となります。同一購入希望者又は同一分譲地を2人以上の方が紹介した場合は、先に紹介した方を紹介者としてします。

### ○ 分譲地の説明

国東市土地開発公社は、紹介された購入希望者に分譲地の説明をします。

↓  
宅地分譲申し込み

↓  
土地売買契約締結・分譲地売買代金完納・所有権移転完了

### ○ 国東市土地開発公社分譲地購入者紹介報奨金支給決定通知書の交付

国東市土地開発公社から紹介者に対して、「契約完了通知書」を交付します。

### ○ 国東市土地開発公社分譲地購入者紹介報奨金請求書の提出

↓  
紹介者は、「購入者紹介報奨金請求書」を国東市土地開発公社へ提出します。

### ○ 国東市土地開発公社分譲地購入者紹介報奨金の交付

請求書に基づき、紹介者へ報奨金を交付します。